

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成 24 年 8 月 10 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、広島県西部こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）が保有する請求者の子に関する記録の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、こども家庭センターが保有する請求者の子に関する記録（以下「本件対象文書」という。）について、条例第 13 条の規定により、行政文書存否応答拒否の決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 24 年 8 月 20 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 24 年 9 月 3 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 存否応答拒否の理由が不透明で詳細や正確性がなく、形式的な対応でしかない。
- (2) 明らかなことや事実を隠すことで、誰の利益を保護しているのか不明である。
- (3) また、対象文書は真相究明に重要な内容となっているので、関係者は知る権利がある。
- (4) 実施機関の理由説明書に「本件対象文書の存否を答えるだけで、特定個人に係るこども家庭センターへの相談の有無が明らかとなる」、「本件対象文書が存在するかどうかを明らかにするだけで、こども家庭センターへ相談があった事実が明らかになる」とあるが、既にこども家庭センターから一時保護と施設入所に関する書面が送られてきており、請求者自身も何度もこども家庭センターで担当職員と直接話をしているため、相談の有無は明白であり、その存在を明らかにしないということの説

明が見つからない。

- (5) また、こども家庭センターからは十分な説明を受けておらず、今日までに至り、現在も具体的な対応も説明もなされないまま、施設入所を継続させられており家庭に引き取ることができない。
- (6) そして、虐待の可能性についての説明や指示はこれまでに一切なく、虐待を受けたであろうとされる対応が大変遺憾であり、事実確認と真相究明が必要である。
- (7) 虐待の疑いをかけられているのであれば、民生委員や教育機関、医療機関などに適切な調査を行っていただければ真実は明らかになると考える。十分な調査もされず権力でもって一方的な対応を受けていることに憤りを感じている。
- (8) よって、対象文書を開示することで、真実と事実の確認と、これまで不透明にされ続けてきた真相を解明し、子どものために適切な対応を求めるものとする。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件対象文書の存否を答えるだけで、特定個人に係るこども家庭センターへの相談の有無が明らかとなり、不開示情報を開示した場合と同様に、個人の権利利益を侵害することとなる。
- 2 よって、本件対象文書が存在するか否かを明らかにするだけで、こども家庭センターへ相談があったかどうか事実の有無が明らかになり、条例第10条第2号に規定する不開示情報を開示することと同様の不利益が特定個人に生じることとなるため、条例第13条により、その存在を明らかにしないで、開示請求を拒否する決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書はこども家庭センターが保有する請求者の子に関する記録であり、実施機関は存否を答えるだけで、個人に関する情報を開示することになるため、条例第13条の規定により行政文書存否応答拒否の決定を行ったものである。

2 本件処分の妥当性について

(1) 存否応答拒否制度について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示した場合と同様に、個人や法人等の権利利益を侵害したり、県の機関

又は国等の機関が行う事務事業に支障を及ぼすことがあり得る。

このため、条例第13条は、対象となる行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる場合を例外的に規定しているものである。

(2) 存否応答拒否処分の妥当性について

実施機関は、本件対象文書が存在するか否かを明らかにするだけで、こども家庭センターへ相談があったかどうか事実の有無が明らかになり、条例第10条第2号に規定する不開示情報を開示することと同様の不利益が特定個人に生じることとなるため、その存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する決定を行ったものであると説明する。

条例第10条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当する情報を除き、不開示情報として規定している。

本件請求は、個人を特定して、こども家庭センターが保有している記録の開示を求めるものであることから、本件対象文書の存否を答えることは、特定の個人の記録をこども家庭センターが保有している事実の有無を明らかにすることになるものと認められる。

特定の個人の記録をこども家庭センターが保有している事実の有無は、条例第10条第2号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であると認められる。また、こうした事実の有無は、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書に該当しないものと認められ、かつ、同号ただし書口及びハに該当する情報も認められない。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、条例第10条第2号に掲げる不開示情報を開示することとなるため、条例第13条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否した本件処分は妥当と認められる。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
24. 9. 20	・ 諮問を受けた。
24. 9. 25	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
24. 10. 26	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
24. 11. 1	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
24. 11. 12	・ 異議申立人から意見書を収受した。
24. 11. 21	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
25. 4. 18 (平成 25 年度第 1 回)	・ 諮問の審議を行った。
25. 5. 16 (平成 25 年度第 2 回)	・ 異議申立人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
25. 6. 20 (平成 25 年度第 3 回)	・ 実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
25. 7. 25 (平成 25 年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。
25. 8. 28 (平成 25 年度第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院教授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授